



## 保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 50, 2024 年 8 月～9 月)



※本資料において示されている見解は、執筆者の私見であり、デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社の公式見解ではありません。

## 保険セクターの国際的な規制の動向（2024年8月～9月）

### 内容

|  |    |
|--|----|
| A: EIOPA、ソルベンシーIIの適用にかかるプロポーシヨナリティの枠組み案を公表（8月2日） | 3  |
| B: IAIS、オペレーショナル・レジリエンスにかかる実務文書（案）を公表（8月8日）      | 4  |
| C: 豪 APRA、サイバーセキュリティにかかる脆弱性への対応を懇諭（8月15日）        | 6  |
| D: 英 FCA、損害保険の商品ガバナンスにかかる調査結果を公表（8月21日）          | 7  |
| E: 加 OSFI、オペレーショナル・レジリエンスに関するガイドラインを最終化（8月22日）   | 8  |
| F: 豪 APRA、2024～2025年の監督上の優先課題を公表（8月28日）          | 10 |
| G: 英 FCA、保障性商品の募集にかかる調査を開始（8月28日）                | 11 |
| H: EC、気候レジリエンスにかかる報告書の公表を歓迎（9月2日）                | 11 |

## A: EIOPA、ソルベンシーIIの適用にかかるプロポーショナルリティの枠組み案を公表（8月2日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、10月25日を期限として、「ソルベンシーIIにおける新たなプロポーショナルリティの枠組み（案）」を市中協議に付した。同案の主な内容は以下のとおり。

|  |   |
|--|---|
| <p><b>背景</b></p>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 欧州議会は2024年4月、ソルベンシーII指令の改正にかかる政治的な（暫定的な）合意を採択した。改正ソルベンシーII指令では、プロポーショナルリティの適用対象をより明確にすることとされている。</li> <li>• 欧州委員会（EC）は2024年4月、EIOPAに対して以下の要請を行った。             <ul style="list-style-type: none"> <li>- ①暫定的に合意された改正ソルベンシーII指令（暫定合意案）で規定されている「小規模で複雑で無い保険会社（small and non-complex undertaking：SNCU）およびグループを分類するためのメソッドロジー（SNCUおよびグループの定義）」の明確さと包括性を評価すること。</li> <li>- ②暫定合意案において「事前の承認を受けた場合には、SNCU以外の保険会社でも適用可能」とされている「プロポーショナルな施策（proportionality measure）」について、その承認の付与と取消しの条件を特定すること。</li> </ul> </li> </ul>   |
| <p><b>EIOPAの見解<br/>①：SNCUの定義</b></p>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 暫定合意案では、SNCUは、以下のすべての要件を満たす保険会社と定義されている。（※「小規模で複雑で無い保険グループ」の定義の記載は省略。）             <ul style="list-style-type: none"> <li>- (a) 金利リスクの額が責任準備金の額の5%未満</li> <li>- (b) 母国外での年間保険料収入の額が2,000万ユーロ（約32億円）、もしくは、総保険料収入の額の10%未満</li> <li>- (c) 責任準備金の額が10億ユーロ（約1,600億円）未満</li> <li>- (d) 市場リスク、証券化商品等へのエクスポージャーに対応するカウンターパーティ・デフォルト・リスク等の合計額が資産運用の総額の20%未満</li> <li>- (e) 出再額が年間保険料収入の額の50%未満</li> <li>- (f) SCRを満たしていること</li> <li>- (g) 航空機、船舶、貨物、信用、保証等の年間収入保険料の額が損害保険事業の年間収入保険料の額の30%未満（損害保険会社のみ）</li> </ul> </li> <li>• EIOPAの見解：EIOPAは、上記の定義は明確かつ包括的であり、基本的には、追加的なガイドンスは不要であると考える。</li> </ul> |
| <p><b>EIOPAの見解<br/>②：プロポーショナルリティ</b></p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 暫定合意案における「プロポーショナルな施策」には、以下のものが含まれる。SNCUではない保険会社は、プロポーショナルな施策の適用を受けようとする場合、事前に承認を得なければならない。             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 事業および業績、ガバナンス体制、ならびに、資本管理にかかる監督当局への報告：5年ごと（原則は3年ごと）。</li> </ul> </li> </ul>   |

|  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 主要なコントロール機能の兼職：リスク管理、保険数理およびコンプライアンス機能の責任者による、内部監査以外の他の機能の兼務、または、管理・経営・監督機関（administrative, management or supervisory body）のメンバーの兼務。</li> <li>- ORSA：隔年でのORSAの実施（原則は毎年）。ただし、気候変動や巨大災害の影響にかかる分析は不要。</li> <li>- 気候変動にかかるシナリオ分析：気候変動にかかるシナリオ分析の実施は不要。</li> <li>- ソルベンシーと財政状態の報告（solvency and financial condition report：SFCR）：SFCRの一環として公表される貸借対照表について、その監査を受けることは必ずしも求められない。</li> <li>- 流動性リスク：流動性リスク管理の計画を策定することは求められない。</li> <li>• EIOPAの見解：保険会社の健全性やガバナンスの見通しに懸念が無いこと、一定の規模以下の保険会社に限定されること、等の要件を満たしている場合に限り、プロポーショナルな施策の適用が認められるべき。</li> </ul> |
|--|--|

インプリケーション：一定の閾値を満たす保険会社に対しては一部の規制要件の適用を免除もしくは緩和するというアプローチは、リスクベースでの規制・監督の観点から、重要なテーマである。日本においても経済価値ベースのソルベンシー規制（ESR）の議論が進められているところ、監督当局の限られたリソースの効果的な利用という点も勘案し、退出計画が準備できていることなどを前提として、一定の閾値を満たす保険会社について一部の規制要件の適用を免除もしくは緩和することも検討する余地があるものと考えられる。

（参考）EIOPA ‘EIOPA consults on new proportionality regime under Solvency II’

## B: IAIS、オペレーショナル・レジリエンスにかかる実務文書（案）を公表（8月8日）

- 保険監督者国際機構（IAIS）は、10月11日を期限として、オペレーショナル・レジリエンスにかかる実務文書（application paper）（案）を市中協議に付した。同案の主な内容は以下のとおり。なお、オペレーショナル・レジリエンスにかかるツールキットの案は、2025年の上半期に市中協議に付される予定。

|    |  |
|----|--|
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• IAISは、各国の当局による保険会社のオペレーショナル・レジリエンスの監督に対するアプローチの構築および強化をサポートするため、健全かつ一貫した基盤を提供することを目的として、本実務文書において、以下の観点に対応する「オペレーショナル・レジリエンスの目的（Operational Resilience Objectives）」を提示する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- オペレーショナル・レジリエンス、ガバナンスおよびオペレーショナル・リスクの管理の関係。</li> <li>- オペレーショナル・レジリエンスに対する健全なアプローチの要素。</li> <li>- 保険監督当局の目的。</li> </ul> </li> <li>• 上記のオペレーショナル・レジリエンスの目的（※）は、新たな監督上の要件となるものではなく、現行の保険基本原則（ICPs：Insurance Core Principles）のアウトカム・ベースでの適用の仕方を説明するものとなる。（※強制力のないガイダンス的な位置付けのものと解釈することも可能であると考えられる。）</li> </ul> |
|----|--|

|                                    |  |
|------------------------------------|--|
| ガバナンスおよびオペレーショナル・リスク管理との関係にかかる「目的」 | <ul style="list-style-type: none"> <li>保険会社は、ガバナンスの枠組みに支えられている、オペレーショナル・レジリエンスに対する実効的なアプローチを実践し、監督する。</li> <li>オペレーショナル・レジリエンスに対する保険会社のアプローチは、一貫した、包括的かつ強固な形で、オペレーショナル・リスクの管理の枠組みに統合されている。</li> </ul>  |
| オペレーショナル・レジリエンスに対するアプローチにかかる「目的」   | <ul style="list-style-type: none"> <li>保険会社は、自身の重要なサービスと相互依存関係にかかるインベントリを作成し、常に最新のものにしておく。</li> <li>保険会社は、重要なサービスの中断に対する耐性度（impact tolerances）を設定する。</li> <li>保険会社は、甚大なオペレーションの中断のシナリオに耐え、また、そこから復旧する自身の能力を自己評価し、テストするとともに、得られた教訓を踏まえ、オペレーショナル・レジリエンスを改善するためのアクションが採られることを確保する。</li> <li>保険会社は、重要なサービスに影響し得るオペレーション上のインシデント（サイバー・インシデントを含む。）を実効的に管理する。</li> <li>保険会社は、保護、検知、対応および復旧のフェーズに対応するオペレーショナル・レジリエンスに対する実効的なアプローチを実践することにより、重要なサービスに対する技術的なリスクの影響を管理し、軽減する。</li> <li>保険会社は、統制された方法で、変更を計画し、テストし、実施する。</li> <li>保険会社は、中断の後、タイムリーに対応し、復旧し、再開し、元の状態に戻ることができるよう、事業継続計画（BCP）および災害復旧計画（DRP）を作成し、実施し、テストし、アップデートする。</li> <li>保険会社は、サードパーティ・サービス・プロバイダ（グループ内および「nth」パーティを含む。）との関係を効果的に管理する。</li> </ul> |
| 監督にかかる「目的」                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>監督当局は、保険会社のオペレーショナル・レジリエンスを評価する際、すべての潜在的な脆弱性を捕捉できるよう、監督当局内で協調する。</li> <li>監督当局は、リスクを最小化することを目的として、他の監督当局と情報を交換し、協力する。</li> <li>監督当局は、透明性を確保した上で、ステークホルダーと協力し、対話する。</li> <li>監督当局は、当局内において、オペレーショナル・レジリエンスについて継続的に学習し、改善するというカルチャーをサポートする。</li> </ul>  |

インプリケーション：IAISが市中協議に付したオペレーショナル・レジリエンスにかかる実務文書（案）の内容は、他の国際機関や一部の各国・地域の当局が策定しているオペレーショナル・レジリエンスにかかる規制と概ね整合したものであると見受けられる。他方で、当該実務文書は、保険基本原則（ICPs）の補助文書として位置付けられるものであり、その意味で、IAISのオペレーショナル・レジリエンスに対するスタンスは、金融安定理事会（FSB）やバーゼル銀行監督委員会（BCBS）のスタンスと比して、比較的緩やかなものであるとの印象を受ける。

（参考）IAIS ‘Public consultation on the draft Application Paper on Operational Resilience Objectives [and Toolkit]’

## C: 豪 APRA、サイバーセキュリティにかかる脆弱性への対応を慫慂（8月15日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、構成管理（configuration management）、特権アクセス管理（privileged access management）およびセキュリティ・テスト（security testing）において観察されたサイバーにかかる共通の脆弱性について、それらを金融機関に通知するとともに、金融機関に対して、自身の統制環境のレビューを行うよう慫慂した。あわせて、APRAは、情報セキュリティにかかる健全性実務ガイダンス（CPG 234）を踏まえて定期的な自己評価を行うことも推奨した。各金融機関に通知された共通の脆弱性およびそれらの脆弱性に関連するAPRAのガイダンスの概要は以下のとおり。

| 項目             | 観察された脆弱性   | ガイダンス  |
|----------------|--|--|
| 構成管理におけるセキュリティ | <ul style="list-style-type: none"> <li>導入時にベースラインとなるセキュリティ構成を有していない、あるいは、新たな脆弱性が発現した際に再評価されていないIT資産がある。</li> <li>いくつかのIT資産は、承認されたセキュアなベースライン構成から乖離している。</li> <li>セキュアなベースラインから乖離しているIT資産の特定、エスカレーションおよび修正のプロセスにおけるギャップにより脆弱性が生じている。</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>情報資産の構成が脆弱性を最小化していること、また、定義され、評価され、登録され、維持され、（新たな脆弱性や脅威が検知された時を含め）一貫して適用されていることを確保すべきである。</li> <li>情報資産に対する変更（情報セキュリティを維持することを目的とした構成に対する変更を含む。）を管理するための統制を維持すべきである。</li> <li>セキュアでない情報資産の構成を原因とする、既存および発現している情報セキュリティの脆弱性や脅威が特定され、評価され、また、タイムリーに修正されるべきである。</li> </ul> |
| 特権アクセスの管理      | <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての特権アカウント（ユーザーとシステム・アカウントの双方を含む。）の完全で正確なインベントリが存在しない。</li> <li>情報資産に対する特権アクセスが、有効なビジネス・ニーズに基づいていない、特定の期間について承認され、付与されていない、というケースがある。</li> <li>特権アクセスのクレデンシャルが強固なものでなく、また、承認されたソリューションに安全に保存されていないケースがある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての特権アクセスの完全で正確な記録を維持すべきである。</li> <li>情報資産へのアクセスは、有効なビジネス・ニーズが存在する場合で、アクセスが必要な期間に限り付与されるべきである。</li> <li>識別と認証の強度は、アイデンティティが改ざんされた際の影響度と整合的であることを確保すべきである。</li> </ul>   |
| セキュリティ・テスト     | <ul style="list-style-type: none"> <li>対象範囲が不適當で不十分なケース（同じような限定的なIT資産のテストを繰り返しているケースなど。）がある。</li> <li>セキュリティ・テストにおける発見事項の</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>テスト・プログラムが、組織全体の情報セキュリティ・コントロールの全量を参照し、コントロールの設計と運用の実効性の継続的な検証を可能にするものであり、最新の実</li> </ul>   |

|  |                     |   |
|--|---------------------|---|
|  | 管理と監督が不適當であるケースがある。 | <p>務に沿ったテストの多様なアプローチを活用していることを確保すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• テストの結果は、正式に追跡される、関連する対応策とともに、適切な監督機関や個人に報告されるべきである。</li> </ul> |
|--|---------------------|---|

インプリケーション：金融機関に対する通知の中で示された「観察された脆弱性」は、監督当局の着眼点としても有用な情報であると考えられる。

(参考) APRA 'Additional insights on common cyber resilience weaknesses'

## D: 英 FCA、損害保険の商品ガバナンスにかかる調査結果を公表（8月21日）

- 英国金融行為規制機構（FCA）は、損害保険会社および純粋保障性商品の開発者の商品ガバナンス（product governance）の運用状況をレビューし、その結果を公表した。主な内容は以下のとおり。

|                     |  |
|---------------------|--|
| レビューの対象             | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 商品の開発者 <ul style="list-style-type: none"> <li>- エンティティ：損害保険会社22社および純粋保障性商品（pure protection products：PP。死亡または疾病・傷害・虚弱による就業不能のみを保障する、解約返戻金が無い、もしくは、一時払い保険の場合、その保険料を超えない解約返戻金を有する、長期の保険契約。）の開発者6社。商品の共同開発者であるMGAやその他の仲介者を含む。</li> <li>- 商品：損害保険45種、純粋保障性商品11種。損害保険会社については、住宅、自動車、旅行、ペット、健康キャッシュ・プラン、私的医療保険のほか、一部の保険会社の企業向け保険など。PPの開発者については、50歳以上向けの終身保険、定期保険、収入保障保険など。</li> </ul> </li> <li>• 商品の販売者 <ul style="list-style-type: none"> <li>- エンティティ：損害保険会社29社、純粋保障性商品の販売者10社。</li> <li>- 商品：上記の56商品。</li> </ul> </li> </ul>                                   |
| 商品の開発者について認められた主な事例 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 商品の監督とガバナンス（Product Oversight and Governance：POG）の取決め <ul style="list-style-type: none"> <li>- 監督機関（governing body）が商品とそのパフォーマンスに最終的な責任を持つというプロセスを明確にしていない事例や、複数の異なる委員会が商品とそのパフォーマンスの特定の要素に部分的に責任を有している事例。</li> <li>- 指定されたガバナンス委員会、次いで、監督機関によって商品が承認された証跡や、それらの場で踏み込んだ議論が行われた証跡が残されていない事例。</li> <li>- POGにかかるエスカレーションが規定されたプロセス通りに運用されていない事例や、エスカレーションのトリガーが明確に規定されていない事例。</li> </ul> </li> <li>• 商品の承認とレビューのプロセスのガバナンス <ul style="list-style-type: none"> <li>- 商品の承認プロセスにおける経営陣のインプットが限定的な事例や、複数の部署が関係する商品の承認プロセスが一元的に監督されていない事例。</li> </ul> </li> </ul> |

|                            |  |
|----------------------------|--|
|                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 商品が意図したとおりの価値を提供していないことが判明した場合、顧客目線での対応が行われていない事例。</li> <li>• 商品の公正な価値の評価（fair value assessments：FVAs）、継続的なモニタリング、および、定期的なレビュー <ul style="list-style-type: none"> <li>- 消費者に公正な価値を提供しているかどうかを評価した証跡を残していない事例や、そもそも、そのような評価を行っていない、もしくは、評価を実施する頻度が（1年超など）低い事例。また、FVAsのプロセスは有しているものの、実際に行われている評価が実効的でない（表面的である）事例。</li> <li>- FVAsにおいて、保全にかかる費用や販売者に対して支払われる手数料を勘案していない事例や、FVAsの対象とする集団（ターゲットとする消費者）の粒度が十分でない事例。</li> <li>- 消費者に対して公正な価値を提供していない可能性があると思われる商品の販売を継続している事例。</li> </ul> </li> <li>• ターゲット市場 <ul style="list-style-type: none"> <li>- ターゲット市場の特定がハイレベルすぎる、もしくは、不明確である事例。</li> </ul> </li> <li>• 販売の取決め（distribution arrangements）や販売者への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 販売戦略のリスクにかかる検討が不十分な事例や、商品の開発者から販売者に提供される保険商品にかかる情報が不十分な事例。</li> </ul> </li> </ul> |
| <p>商品の販売者において認められた主な事例</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 販売の取決め <ul style="list-style-type: none"> <li>- 販売戦略や商品の開発者から受領する手数料にかかる情報や、販売戦略の決定にかかる責任の所在など、ガバナンスやプロセスが明確でない事例。</li> <li>- 公正な価値を提供する商品と手数料が整合的であるかどうかを適切に評価していることを示す証跡が十分でない事例。</li> </ul> </li> </ul>  |

インプリケーション：金融庁が2024年7月に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」の改訂案においてもプロダクト・ガバナンスに関する補充原則（案）が示されており、金融機関にとって、商品ガバナンスの確保は重要な課題の一つとなっている。商品ガバナンスの規制・監督において先行的な取り組みを行っている欧州や英国の事例は、日本の金融機関が商品ガバナンスを整備・高度化していく上で、参考になるものと考えられる。

（参考）FCA ‘FCA calls on insurers to ensure they demonstrate fair value and good customer outcomes’

## E: 加 OSFI、オペレーショナル・レジリエンスに関するガイドラインを最終化（8月22日）

- カナダ金融機関監督庁（OSFI）は、「オペレーショナル・リスクの管理とレジリエンスに関するガイドライン」を最終化した。同ガイドラインの主な内容は以下のとおり。

|            |  |
|------------|--|
| <p>全体像</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• オペレーショナル・リスクの管理とオペレーショナル・レジリエンスとの関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>- オペレーショナル・リスクの管理の目的は、中断（disruption）の頻度と強度、および、金融機関のオペレーションに影響を与え得るリスクからの損害を最小化すること。健全な</li> </ul> </li> </ul> |
|------------|--|



|                       |   |
|-----------------------|---|
|                       | <p>オペレーショナル・リスクの管理は、オペレーショナル・レジリエンスの礎石となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- オペレーショナル・レジリエンスは、中断が発生することを前提とし、それにどのように対応し、また、どのように復旧するかに焦点をあてるものである。</li> </ul>   |
| 3つのアウトカム              | <ul style="list-style-type: none"> <li>• オペレーショナル・リスクの管理の実務は、オペレーショナル・レジリエンスを支えるものとなる。</li> <li>• オペレーショナル・リスクは、承認されたリスク・アパタイトとリスク・リミットの中で管理される。</li> <li>• 重要なオペレーションは、中断を通じても継続的に提供される。</li> </ul>  |
| ガバナンスにかかる原則           | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 原則1：オペレーショナル・レジリエンスに対する実効的なオペレーショナル・リスクの管理の枠組みとアプローチは、適切に統制され、文書化され、実践される。</li> </ul>  |
| オペレーショナル・リスク管理にかかる原則  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 原則2：実効的で全社的なオペレーショナル・リスクの管理の枠組みが整備されている。</li> <li>• 原則3：オペレーショナル・リスクに対するリスク・アパタイトは、定義され、遵守されている。</li> <li>• 原則4：オペレーショナル・リスクは、包括的に特定され、適切なツールや手法を用いて評価される。</li> <li>• 原則5：オペレーショナル・リスクは、統制における弱点やリスク・アパタイト、リスク・リミットへの潜在的な抵触を特定するため、継続的にモニターされ、報告される。</li> </ul>  |
| オペレーショナル・レジリエンスにかかる原則 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 原則6：重要なオペレーションは、特定され、評価される。内部および外部の依存関係は明確にされる。</li> <li>• 原則7：重要なオペレーションの中断に対する許容度が設定される。</li> <li>• 原則8：設定された中断に対する許容度の範囲内で、甚大、かつ、生じ得る中断を通じても重要なオペレーションを継続できるよう、シナリオ・テストは、重要なオペレーションの能力を定期的に評価すべきである。</li> </ul>   |
| オペレーショナル・リスク管理の主要な領域  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• オペレーショナル・レジリエンスを強化するオペレーショナル・リスクの管理の主要な領域は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 事業継続のリスクの管理</li> <li>- 災害復旧のリスクの管理</li> <li>- 危機管理</li> <li>- 変更管理</li> <li>- 技術およびサイバーのリスクの管理</li> <li>- サードパーティ・リスクの管理</li> <li>- データ・リスクの管理</li> </ul> </li> </ul> |

インプリケーション：オペレーショナル・レジリエンスに関しては、主要な国・地域で規制・監督上の枠組みが整備・運用されつつあり、カナダの動きもそれと一貫したものであると考えられる。日本の金融機関には、こうしたグローバルな動向をとらえ、オペレーショナル・レジリエンスの確保に向けた取組みを進めることが期待される。

(参考) OSFI ‘OSFI announces public consultation along with other guidance in its first quarterly release’

## F: 豪 APRA、2024～2025 年の監督上の優先課題を公表（8 月 28 日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、監督上の優先課題等を示した2024～2025年のコーポレート・プランを公表した。同プランでは、①財務およびオペレーションのレジリエンスの維持、②重要なリスクやエマージングなリスクへの対応、③業界固有の課題への対応、を3つの戦略目標として掲げている。各戦略目標の概要は以下のとおり。

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| <b>財務およびオペレーションのレジリエンスの維持</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 財務のレジリエンス：銀行の流動性にかかる健全性基準（APS 210）のレビュー、AT1資本商品にかかる規制案の公表、システムック・リスクにかかるストレス・テストの実施、マクロプルデンシャル政策の枠組みの策定の継続等を行う。</li> <li>• オペレーショナル・レジリエンス：オペレーショナル・リスクにかかる健全性基準（CPS 230）の実施のサポート等を行う。</li> <li>• サイバー・レジリエンス：高リスクなサイバー・トピックの業界への周知、サイバー・オペレーショナル・レジリエンス・ストレス・テストの実施等を行う。</li> <li>• 危機管理（crisis preparedness）：破綻処理計画にかかる健全性基準（CPS 900）、ならびに、再建および退出計画にかかる健全性基準（CPS 190）の実践を確保する。</li> <li>• ガバナンス、カルチャー、報酬および説明責任（GCRA）：大規模な保険会社等を対象とするリスク・カルチャーにかかる包括的な調査等を実施する。</li> </ul> |
| <b>重要なリスクやエマージングなリスクへの対応</b>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 気候および自然リスク：リスク管理にかかる健全性基準（CPS 220）への気候リスクの反映、火災・家財保険（household insurance）を対象とする気候脆弱性評価（climate vulnerability assessment：CVA）の実施等を行う。</li> <li>• 新たな、もしくは、変化するビジネス・モデル：非伝統的なエンティティが決済ビジネスに参入してきていることなども鑑みた免許の枠組みの現代化等を検討する。</li> </ul>   |
| <b>業界固有の課題への対応</b>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 退職所得：保険会社が革新的な長寿対応商品を提供する余地があるか等を検討する。</li> <li>• 家計の保険のプロテクション・ギャップ：代替的な再保険取引の利用可能性の拡大を検討することを目的とした再保険にかかる健全性要件のレビュー等を行う。</li> <li>• その他の保険セクター固有の事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 保険引受の外部委託：損害保険会社による保険引受代理店（underwriting agencies）の利用にかかるリスクに注視する。</li> <li>- 生命保険の持続可能性：特定の生命保険商品の持続可能性を引き続きモニターする。</li> </ul> </li> </ul>   |

インプリケーション：大規模な保険会社を対象とするリスク・カルチャーにかかる調査や火災保険を対象とする気候脆弱性評価、再保険にかかる健全性要件のレビュー、保険引受代理店の利用にかかるリスクなど、日本の保険セクターと関連するテーマも多く、それらのテーマにかかるAPRAの取組みをフォローしていくこと（公表される結果の分析を含む。）は有意義であると考えられる。

（参考）APRA ‘APRA outlines new priorities in 2024-25 Corporate Plan’

## G: 英 FCA、保障性商品の募集にかかる調査を開始（8月28日）

- 英国金融行為規制機構（FCA）は、「個人向けの純粋保障商品（Pure Protection Products）の募集にかかる市場調査：実施要項（案）」と題する文書を公表し、同調査を2024年の後半から2025年にかけて実施することを明らかにした（※同文書は公式な市中協議文書ではないものの、FCAは、10月11日を期限として、コメントを受け付けている。）。同文書の概要は以下のとおり。

|                  |   |
|------------------|---|
| <b>マーケットの概要</b>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 2022年における新規の個人向けの純粋保障商品の保険料収入は、約9.3億ポンド。一契約あたりの支払い保険金額は、収入保障保険で約8,000ポンド、定期保障（term assurance）保険で約53,000ポンド、重大疾病保障（critical illness cover）で約66,000ポンド。</li> <li>• 2022年における純粋保障商品の販売高について見ると、重大疾病保障、定期保障および収入保障では70～80%、50歳以上向けの支払い保証型終身保障（guaranteed acceptance over 50s plans）では約90%のマーケット・シェアを上位5社が占めている。いずれも、主要な（80～90%）販売チャネルは、仲介人（intermediaries）。</li> </ul> |
| <b>FCA の問題意識</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 手数料の設計は、公正な価値の提供を常にサポートするものとなっていない可能性がある。（仲介人が、手数料を得るために、保険契約者に対して、そのニーズと合致しない商品などに不要に変更することを慫慂している事例がある。）</li> <li>• いくつかの純粋保障商品は、消費者に対して、公正な価値を提供していない可能性がある。（いくつかの50歳以上向けの支払い保証型終身保険は、払込み保険料に比して、支払い保険金が著しく低い。）</li> <li>• 純粋保障商品を提供するいくつかの保険会社がマーケットから撤退していることから、マーケットにおける競争の圧力が弱まっている可能性がある。</li> </ul>   |
| <b>調査のスコープ</b>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 調査の対象とするのは、個人向けの純粋保障商品（定期保障、重大疾病保障、収入保障、終身保障）。貯蓄や投資の要素を有する保険商品は、今回の調査の対象外。</li> </ul>  |

インプリケーション：日本の保険セクターにおいても大きな課題となっている顧客本位の業務運営や商品ガバナンスとも密接に関連する調査であり、英国FCAによる調査の結果の公表が期待される。

（参考）[FCA 'FCA announces work into pure protection market'](#)

## H: EC、気候レジリエンスにかかる報告書の公表を歓迎（9月2日）

- 欧州委員会（EC）は、自身が2021年11月に設置した会議体である「気候レジリエンス対話（Climate Resilience Dialogue）」が公表した最終報告書に対して歓迎の意を示した。気候レジリエンス対話の目的は、欧州における気候変動にかかるプロテクション・ギャップを低減し、気候変動の影響に対する経済や社会のレジリエンスを高めること。同報告書において示された①気候プロテクション・ギャップのドライバー、②主な政策提言、のそれぞれの概要は以下のとおり。

| <p>気候プロテクション・ギャップのドライバー</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 気候プロテクション・ギャップを生じさせる要因には、以下のようなものがある。 <table border="1" data-bbox="448 253 1436 936"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 253 943 315">供給サイド</th> <th data-bbox="943 253 1436 315">需要サイド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 315 943 936"> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 情報の非対称性や逆選択への対応、および、モラル・ハザードの回避の困難さ</li> <li>• 法規制の枠組みと環境</li> <li>• より正確なリスクのプライシングを可能にするデータの利用可能性の欠如</li> <li>• リスクの付保可能性の制限</li> <li>• 保険市場のキャパシティの低下</li> </ul> </td> <td data-bbox="943 315 1436 936"> <ul style="list-style-type: none"> <li>• リスクに対する認識および知識の水準の低さ</li> <li>• 期待される政府の支援に対する信頼</li> <li>• 利用可能な保険ソリューションや補償の不正確な前提条件に対する認識の欠如</li> <li>• 文化的な要因や行動バイアス</li> <li>• 保険商品の複雑さ</li> <li>• リスクに関する情報やデータへのアクセスの制限</li> <li>• 保険業界に対する不信感</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul> | 供給サイド | 需要サイド | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 情報の非対称性や逆選択への対応、および、モラル・ハザードの回避の困難さ</li> <li>• 法規制の枠組みと環境</li> <li>• より正確なリスクのプライシングを可能にするデータの利用可能性の欠如</li> <li>• リスクの付保可能性の制限</li> <li>• 保険市場のキャパシティの低下</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• リスクに対する認識および知識の水準の低さ</li> <li>• 期待される政府の支援に対する信頼</li> <li>• 利用可能な保険ソリューションや補償の不正確な前提条件に対する認識の欠如</li> <li>• 文化的な要因や行動バイアス</li> <li>• 保険商品の複雑さ</li> <li>• リスクに関する情報やデータへのアクセスの制限</li> <li>• 保険業界に対する不信感</li> </ul> |
|--|--|-------|-------|--|---|
| 供給サイド  | 需要サイド  |       |       |  |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 情報の非対称性や逆選択への対応、および、モラル・ハザードの回避の困難さ</li> <li>• 法規制の枠組みと環境</li> <li>• より正確なリスクのプライシングを可能にするデータの利用可能性の欠如</li> <li>• リスクの付保可能性の制限</li> <li>• 保険市場のキャパシティの低下</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• リスクに対する認識および知識の水準の低さ</li> <li>• 期待される政府の支援に対する信頼</li> <li>• 利用可能な保険ソリューションや補償の不正確な前提条件に対する認識の欠如</li> <li>• 文化的な要因や行動バイアス</li> <li>• 保険商品の複雑さ</li> <li>• リスクに関する情報やデータへのアクセスの制限</li> <li>• 保険業界に対する不信感</li> </ul>  |       |       |  |   |
| <p>主な政策提言</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 公的機関が国・地域・EUレベルで採り得る施策 <ul style="list-style-type: none"> <li>- レジリエンスに対する目的適合的なアプローチ（tailored approaches）の開発（災害リスクの管理に対する投資の促進を含む。）</li> <li>- ハザード・マップの定期的なレビューとアップデート（ハザード・マップのアップデートの法制化や利用可能性の確保を含む。）</li> <li>- ハザード情報の都市計画のプロセスへの活用</li> <li>- 気候関連のリスクに対する公共の認識、教育および行動変化の高度化と促進</li> <li>- 適切なリスク評価の高度化（EIOPAによるEU域内の保険プロテクション・ギャップの計測を含む。）</li> <li>- 緊急対応と復旧に向けた取組みにおける協調の促進</li> <li>- 官民パートナーシップの可能性の模索（気候保険の強制化、ハザード建築の義務化、気候保険に対する補助の提供を含む。）</li> <li>- 監督上の対応（マーケット・コンダクト、商品設計および消費者への情報提供の改善、利用可能で信頼できる自然災害のイベントに関する情報ソースの公共化を含む。）</li> </ul> </li> <li>• 保険業界が採り得る施策 <ul style="list-style-type: none"> <li>- レジリエンスに対する目的適合的なアプローチの開発（気候関連の災害の回避や保険の役割にかかる情報提供、ならびに、ハザード建築、パラメトリック保険、AIの利用および保険契約期間の複数年化を含む。）</li> <li>- リスク認識と金融教育の促進</li> </ul> </li> </ul>                                |       |       |  |   |

|  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>- データの共有とデータのモデル化の高度化（自然災害リスクのモデル化とリスク評価のケイパビリティの高度化を含む。）</li><li>- 消費者に対するサポートの促進とリスクベースのインセンティブの検討</li></ul> |
|--|--|

インプリケーション：官民パートナーシップを含め、気候レジリエンスの確保において保険会社や保険セクターが果たし得る役割は大きい。グローバルや地域ベースでこうした動きが進展することが措定され、各国・地域の監督当局、保険会社、業界団体には、そうしたイニシアティブに積極的に参画することが期待されているものと思料される。

（参考）EC ‘How to build climate resilience and narrow the climate protection gap: conclusions from the Climate Resilience Dialogue’

## 執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービシーズ

デロイト トーマツ リスクアドバイザーズ 合同会社

# Deloitte.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得るいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301